

市民防災組織結成から補助金交付までの流れ

【0】 結成

自治会やマンション管理組合などで「市民防災組織を結成しよう!」という合意のもと、組織を結成します。

【1】 結成届出

下記必要書類に必要事項を記入・押印していただき、事前に防災課担当と調整の上、防災課までご提出ください。

＜必要書類＞

- ・第1号様式「市民防災組織結成届」((1)～(4)を添付)
 - (1) 市民防災組織の区域地図（組織に所属する世帯の場所が分かる地図）
 - (2) 市民防災組織の規約
 - (3) 市民防災組織の組織図
 - (4) 市民防災組織の役員の名簿 * (1)～(4)は任意の様式で構いません。
- ・第3号様式「市民防災組織助成申請書」
- ・第3号様式の2「市民防災組織予算書・事業計画書」
- ・第5号様式「防災物品助成申請書」
- ・第9号様式「市民防災組織助成請求書」

【2】 補助金支給決定

市役所より、結成時補助金 20,000 円の支給が決定したことを通知する文書が代表者様宛に届きます。

【3】 振込

約2～3週間後、ご指定の口座に補助金が振り込まれます。

立川市市民生活部防災課
TEL 042-523-2111（内2531）
FAX 042-538-4333
MAIL bousai-t@city.tachikawa.lg.jp